

宝塚女性ボード設置要綱

(設 置)

第1条 市政の各分野に女性の参画を一層推進し、「人間性の尊重」を基本とした心ゆたかな男女共同参画のまちづくりを進めることを目的として、宝塚女性ボード（以下「女性ボード」という）を設置する。

(職 務)

第2条 女性ボードは次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 市政についての研究、研修活動を行う。
- (2) 市政についての意見、提言を行う。
- (3) 地域づくりに参加する。

(構 成)

第3条 女性ボード構成員（以下「構成員」という）は、原則として知識経験を有する者、地域活動を経験している者及び女性問題講座等に参加した者の中から2年ごとに25人程度を市長が委嘱する。

- 2 構成員の任期は2年とし、再任はしない。
- 3 補欠の構成員を委嘱した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(資 格)

第4条 構成員は、宝塚市内に1年以上在住する満20才以上の女性とする。

- 2 構成員が次の各号の一に該当した場合には、市長は、委嘱を解くことができる。
 - (1) 宝塚市に在住しなくなったとき。
 - (2) 構成員から辞退の申し出があったとき。
 - (3) その他市長が特に認めたとき。

(庶 務)

第5条 女性ボードの庶務は、男女共同参画課で行う。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、女性ボードに関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年5月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。